

警戒ステージ2における感染拡大防止対策の強化について

1 発熱外来等の体制整備

(1) 概要

市内医療機関の御協力のもと、発熱外来体制を構築し、11月2日(月)から運用を開始する(発熱外来の対応図は別紙1)。

(2) 発熱者増加に向けた体制整備に向けて

ア 相談体制の強化

救急安心センターさっぽろ(#7119)の人員体制を増強(9人→18人)

イ 発熱外来体制の周知

広報誌掲載、公共施設、医療機関等へのポスター・リーフレット掲示(別紙2)
市内小中高・幼稚園・保育園等の保護者向け周知文書の配布 等

ウ 検査体制の拡充

PCR検査センターの検査対応時間拡充や第2PCR検査センターの設置
臨時PCR検査センターの機能拡充等すすきの地区における積極的検査の実施
発熱外来医療機関による検体採取の推進

エ 入院受入体制の拡充

市内医療機関の御協力のもと、陽性患者受入可能病床数の拡充

2 感染拡大に対応した保健所体制の維持・強化

保健所業務の効率的な実施のため、10月より人材派遣による派遣職員を活用し、順次拡大する予定。一方、10月に入り、陽性者の増加に伴い、体制強化が必要な状況のため、10月26日付にて、三副市長通知により、全職種一丸となった体制確保及び従事経験者による即応体制に備えるよう全庁に指示したところ。(参照:別紙3)

3 感染拡大防止に向けた普及啓発の強化

(1) 若年層に向けた感染拡大防止策の実施

SNSを活用した広告やマンガ等による感染拡大防止の注意喚起

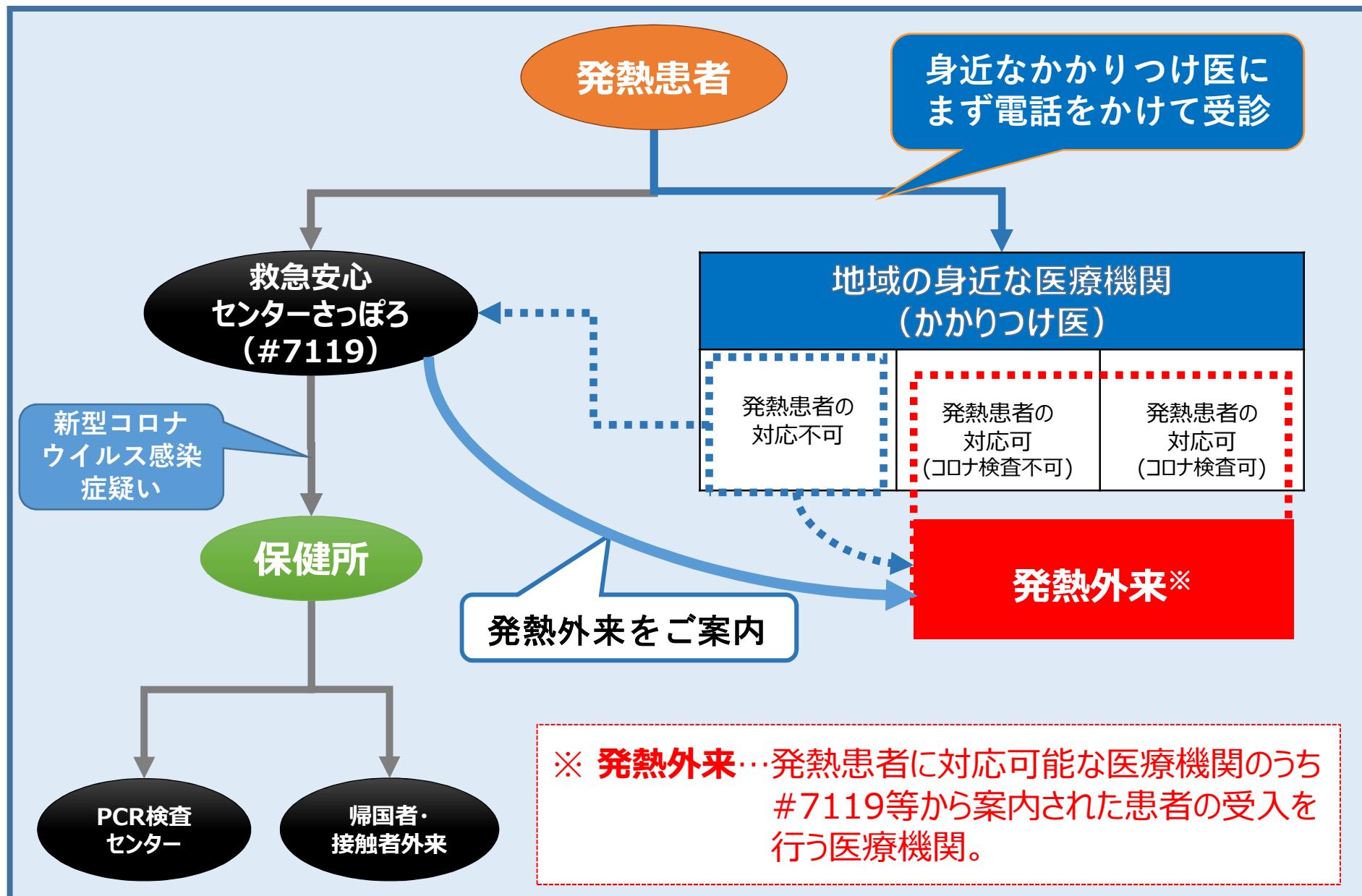
(2) 繁華街に向けた感染拡大防止策の実施

マスク着用啓発やPCR検査受検勧奨チラシの配布
マスク未着用者へのマスク直接配布等による着用啓発

(3) 家庭内感染防止策の実施

上記 1(2)イ 発熱外来体制の周知と合わせて実施

インフルエンザ流行期に向けた発熱患者への対応図



発熱があり 医療機関に行くときは、 事前に**電話**しましょう



この冬は
まず電話！

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご協力下さい

- ・かかりつけ医等の身近な医療機関にお電話を
 - ・わからない場合は、救急安心センターさっぽろ（# 7119*）にお電話を
- ※一部の電話からはつながりません。つながらないときは011-272-7119へ

感染症予防も
重要！

新型コロナウイルス感染症もインフルエンザも、感染予防の基本は手洗い・マスク
インフルエンザによる発熱を防ぐためにも、インフルエンザワクチンの接種をしましょう

令和2年（2020年）10月26日

各局（区）長 様

札幌市副市長

町 田 隆 敏

吉 岡 亨

石 川 敏 也

新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化に係る指示

本市においては、これまで全庁一丸となって新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできているところであり、改めて全職員の協力に心から感謝を申し上げます。

この間、各事業者や団体における感染防止活動と、何より一人ひとりの市民の行動によって、他都市に見られるような大きな感染拡大を防いできたところです。

しかし、全国に先駆けて気温が低下する秋を迎え、ここ数週間で新型コロナウイルスへの感染者が急激に増加しています。また、市内でのクラスターも40例を超えるほどに増加し、全体として1日あたりの新規感染者数も過去最多更新が続いており、本格的な冬の到来前に極めて重大な局面を迎えております。

本市としては、現在、本部長（市長）の指示に基づき、新型コロナウイルス感染症対策業務を最優先に位置付けて取り組んでいるところですが、それでもなお感染が広がっている状況を踏まえ、更なる体制強化が必要と判断しました。

つきましては、各局（区）長においては、下記の点に留意のうえ、迅速に所要の対応をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る体制の強化に関して

- (1) 市民の健康を守ることは基礎的自治体にとって最も基本的な使命であることを踏まえ、医師職、保健師職、衛生職、事務職はもとより、全職種が一丸となって感染症対策に必要な体制の確保に引き続き最大限に取り組むこと。
- (2) 感染拡大期に求められる医療対策室（保健所）の体制を早急に確立するため、即応体制として従事経験者による追加の応援に備えること。
具体的には、保健所から個別の従事依頼があれば、従事経験者が迅速に応援できるよう、直ちに局（区）内を調整して応援を実現すること。
- (3) 上記体制強化の実現のため、新型コロナウイルス感染症対策業務が最優先であるとの本部長指示を踏まえ、各事務事業の優先順位を適切に判断すると共に、応援元所属に過度な負担とならないよう、局（区）内で業務負担の分散、分担等、所要の調整を行うこと。
- (4) 保健福祉局から別途依頼を予定している12月以降の応援職員についても、これまでどおり1か月単位での応援従事を徹底すること。

2 その他

全職員に対して、感染防止対策の徹底を指導すると共に、各職場ではこれまで以上に職場の感染防止対策を強化すること。

事務連絡
令和2年10月26日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について

10月末のハロウィンを含め、催物の主催者が存在しない中で、多数の人が集まるケースが多い季節の行事（以下、「季節の行事」という。）においては、適切な対人距離の確保等を管理する主催者が存在しない等の理由から、安全な行事開催ができなくなる場合も想定される。こうした季節の行事としては、他にクリスマス、大晦日、初日の出等が考えられる。

各都道府県、関係府省庁等においては、季節の行事により、主催者・施設管理者がいない場所（公道など）で、不特定多数の人が密集する可能性のある場合には、当該場所での密集が極力発生しないよう、適切な雑踏警備等を検討するとともに、適切な行動管理が難しいと判断する場合には自粛等の呼びかけを検討されたい。

また、各都道府県、関係府省庁等においては、季節の行事が安全に開催できるよう、必要に応じ、関係各所に対し、感染防止策の主な留意点として、下記のとおり周知されたい。

- 参加される場合には基本的な感染防止策を徹底すること。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- 主催者がいる場合には、当該行事の主催又は参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えること。
- 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい季節の行事の楽しみ方を検討すること。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 松田・植田・石田・麻田・井上・寺井

直通 03 (6257) 3085

経済観光局等の取組

1 ハロウィンに向けた対策

すすきの観光協会、北海道等と連携するものを含め、以下を検討中

- (1) デジタルサイネージへ感染拡大防止の注意喚起を表示（10月29日～31日）
路面電車停留所（すすきの～西4丁目）、チ・カ・ホ（北2条交差点広場）
- (2) マスク未着用者に対する着用の啓発（10月30日～31日）
街頭での呼びかけ等
- (3) 飲食店等への感染拡大防止の啓発チラシ配布（10月28日～30日）
すすきの地区約3,500店舗へポスティング
- (4) ハロウィンイベントを予定するクラブへの注意喚起
すすきの観光協会等と連携し、感染拡大防止対策を呼びかけ
- (5) パトロール車による巡回啓発（10月30日・31日の夕方から夜）
狸小路、すすきのエリアを含む都心部地域において、拡声器を備えた公用車により感染拡大防止の注意喚起

2 その他、直近の感染拡大予防に向けた取組状況

- (1) ライブ・エンタテインメント業界への感染拡大防止対策の要請（10月26～27日）
北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会に協力いただき参画企業※へ文書をメール配信済、啓発ポスター発送済
※ライブハウス、ライブバー、プロモーター、プロダクション
- (2) すすきの地区における啓発活動
 - ア 街頭放送（音声）によるマスク着用啓発（10月12日～）
17時～22時の間（約30分に1回、1日10回）
 - イ イベントにおける感染拡大防止の啓発チラシ配布（10月12日～25日）
すすきの結び酒参加店舗（124軒）及び店舗利用者へチラシ配布